物流倉庫分野の上乗せ基準（概要）

国土交通省

◎特定技能制度と育成就労制度のどちらにも当てはまる内容

		いずれかの類型に該当していれば受入れが可能			
要件をすべて満たす必要あり	受入れ機関	類型Ⓐ 倉庫業者 ※倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者	類型Ⓑ “倉庫作業会社” ※倉庫業者の委託を受けて倉庫作業を実施する者	類型Ⓒ 一般貨物自動車運送事業者 特定貨物自動車運送事業者 ※貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者または同法第21条に規定する特定貨物自動車運送事業者	
	就業の場所	受入れ機関（倉庫業者）が占有する営業用の倉庫 ※営業倉庫登録がなされた倉庫	作業委託元の倉庫業者が占有する営業用の倉庫 ※委託元の倉庫業者によって営業倉庫登録がなされた倉庫	(1) 受入れ機関（一般貨物自動車運送事業者または特定貨物自動車運送事業者）が占有する倉庫	(2) 一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業に関連して他人の需要に応じ、有償で倉庫作業を実施している倉庫 ※実運送として自社車両が出入り、または自社手配の庸車が出入りしている倉庫
	従事する業務	倉庫作業（貨物の入庫、保管、出庫その他の倉庫内における作業） ※包装されていない食品に直接触れる業務に従事することはできません		※運賃・輸送料等（積卸作業料、仕分作業料等）とは別に倉庫作業料金を収受して引き受けている倉庫作業が対象。運送に伴う荷役として　引き受けている作業については対象外	
	倉庫管理システムの利活用	入庫管理＋在庫管理＋出庫管理の機能を有する情報システムを利活用していること			
	機能を拡充する機器・システムの継続的利活用	生産性及び労働安全衛生の向上に資する機器または情報システムであって、「入庫管理＋在庫管理＋出庫管理の機能を有する情報システム」と連携することで機能が拡充される機器または情報システムを利活用することとし、分野別協議会への加入後1年以内に報告することとしていること			
	分野別協議会への加入等	● 協議会の構成員であること　● 協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること ● 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること ● 国土交通省（またはその委託を受けた者）が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこととしていること			
	実務経験証明書の発行	雇用していた外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付（またはデータを提供）することとしていること			

※詳細は、上乗せ基準告示、分野別運用方針、運用要領別冊をご確認ください

物流倉庫分野の上乗せ基準（概要）

国土交通省

	いずれかの類型に該当していれば受入れが可能		
受入れ機関	類型Ⓐ 倉庫業者 ※倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者	類型Ⓑ “倉庫作業会社” ※倉庫業者の委託を受けて倉庫作業を実施する者	類型Ⓒ 一般貨物自動車運送事業者 特定貨物自動車運送事業者 ※貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者または同法第21条に規定する特定貨物自動車運送事業者

◎特定技能制度のみに当てはまる内容

要件をすべて満たす必要あり				
	雇用継続協定書の作成	（不要）	特定技能外国人の雇用の継続について、委託元の倉庫業者と協力して就労支援を行うことを約する旨の協定書の作成	（不要）
	労働者派遣の禁止	雇用契約において、特定技能外国人を労働者派遣の対象としていないこと		
	〈登録支援機関に支援計画の実施を委託する場合のみ〉 登録支援機関の分野別協議会への加入等	登録支援機関が ● 協議会の構成員であること　● 協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること ● 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること ● 国土交通省（またはその委託を受けた者）が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこととしていること		

◎育成就労制度のみに当てはまる内容

	監理支援機関の分野別協議会への加入等	監理支援機関が ● 協議会の構成員であること　● 協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること ● 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること ● 国土交通省（またはその委託を受けた者）が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこととしていること

※物流倉庫分野は「労働者派遣等育成就労産業分野」でないため、雇用契約において、特定技能外国人を労働者派遣の対象とすることは認められていません

※詳細は、上乗せ基準告示、分野別運用方針、運用要領別冊をご確認ください